

# 未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

## 2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

## 3 利用対象者

認定新規就農者 等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

### (2) 対象経費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：500万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年度の募集は終了しております。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課   023-621-8397

最上総合支庁農業振興課   0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課   0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課   0235-66-5518



# 新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業（通常枠））

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

## 2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

## 3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

### (2) 対象経費：

機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料（軽トラ等汎用性の高いものを除く）等

### (3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

### (4) 補助対象事業費上限額：1,000万円

※ 「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円として合算した額

② 2,000万円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

**新規就農者育成総合対策事業費補助金**  
**(経営発展支援事業 (地域計画早期実現支援枠))**

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度の3年前の年度の4月以降に新たに農業経営を開始した認定新規就農者（対象者が研修中の場合は、経営移譲者と共同申請することで活用可能）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、その地域計画が将来像が明確化された地域計画である若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画であること
- 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること
- 経営開始資金による助成を受けていないこと

(2) 対象経費：

- ① 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ② 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
- ③ 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料（軽トラ等汎用性の高いものを除く）等

(3) 補助率：①及び② 国1/3、本人2/3（県、市町村は任意で補助）

③ 国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：①と②の国費合計額 上限600万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

**【総合支庁】**

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5  
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0  
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9  
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

## 独立自営就農者定着支援助成金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

収入が安定しない営農開始時50歳以上の新規参入者に対して、営農費用を助成します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人（認定新規就農者）

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 申請日の前年度4月1日から申請日までに新たに認定新規就農者として認定された者（法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く）、又は申請日の前年度に独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。
- 農業基盤を持たず、新たに農地を取得等して経営を開始する（した）者。
- 事業終了後も農業経営を継続し将来的に認定農業者になることが見込まれること、及び、本県農業産出額の増加に長期的な貢献が見込まれること。
- 営農開始時の年齢が満50歳以上で、農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受けていないこと。

#### (2) 対象経費：

農業経営にかかる必要経費（種苗費、農薬費、肥料代等。減価償却費は除く）。

#### (3) その他（補助を受けられる期間等について）：

最長3年間、年額60万円と助成対象経費とのいずれか低い金額を助成。

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年3月中旬～4月中旬に募集予定です。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3) 申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

### 6 問合せ先

#### 【（公財）やまがた農業支援センター】

(1) 機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2) 担当（係）名：新規就農担い手支援課

(3) 電話番号：023-641-1117

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

## 雇用就農支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産
- 2 事業概要  
50歳以上の雇用就農希望者を雇用し、研修を行う農業法人に対して、その研修費を助成します。
- 3 利用対象者  
農業を営む法人
- 4 支援内容
  - (1) 補助要件：  
50歳以上の雇用就農希望者を正規雇用し、育成する法人等であること。
  - (2) 対象経費：雇用就農希望者に対して実施する研修の経費について、月額5万円の範囲内で2年間助成。
  - (3) 補助率：定額
  - (4) 補助上限額：年間60万円
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：(一社)山形県農業会議にお問い合わせください。
  - (2) 申請書類(様式)の入手先：(一社)山形県農業会議ホームページ
  - (3) 申込み先：(一社)山形県農業会議
- 6 問合せ先
  - 【(一社)山形県農業会議】
    - (1) 機関名・課名：(一社)山形県農業会議
    - (2) 電話番号：023-622-8716
  - 【県庁】
    - (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
    - (2) 担当(係)名：働き手確保対策担当
    - (3) 電話番号：023-630-2382

## お試し雇用就農助成金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

県外からの雇用就農希望者を雇用する農業法人に対し、その賃金・報酬等の経費の一部を助成します。

### 3 利用対象者

農業を営む法人

### 4 支援内容

- (1) 補助要件：18歳以上65歳未満の県外からの移住者で雇用就農を希望する者を正規雇用する農業法人等
- (2) 対象経費：雇用就農希望者に対して支払う賃金・報酬等
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：月額10万円
- (5) 対象期間：雇用開始から最長4か月間

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：(一社) 山形県農業会議へお問い合わせください。
- (2) 申請書類(様式)の入手先：(一社) 山形県農業会議ホームページ
- (3) 申込み先：(一社) 山形県農業会議

### 6 問合せ先

#### 【(一社) 山形県農業会議】

- (1) 機関名・課名：(一社) 山形県農業会議
- (2) 電話番号：023-622-8716

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：働き手確保対策担当
- (3) 電話番号：023-630-2382

## 畑地化促進事業費補助金（土地改良区決済金等支援）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

水田を畑地化して畑作物の生産に取り組む農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払いが生じる地区除外決済金等の費用を支援します。

### 3 利用対象者

令和7年度に水田の畑地化に取り組む農業者

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 国の「畑地化促進事業」のうち、「畑地化支援・定着促進支援」の活用を要望し、採択された農地であること
- 当該農地について、国が別に定める日までに、土地改良区から地区除外又は畑地として取り扱うことが決定されていること

#### (2) 対象経費：

土地改良区への支払いが生じる地区除外決済金又は畑地化協力金

#### (3) 補助率：

定額

#### (4) 補助上限額：

25万円／10 a

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年1月上旬～4月上旬（実施済み）

※令和7年度分の募集は終了しており、令和8年度分の募集がある場合はお知らせします。

(2) 申請書類（様式）の入手先：地域農業再生協議会

(3) 申込み先：地域農業再生協議会

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2309

## 農地利用効率化等支援事業費補助金（地域農業構造転換支援タイプ）

1 対象品目・分野     ○水田・畑作     ○園芸     ○畜産

### 2 事業概要

将来像が明確化された地域計画が策定された地域において、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 地域計画の目標地図に位置付けられた者
- 成果目標の設定
- リース導入の場合、リース期間が終了した後に、成果目標から更に事業実施地区内で経営面積を3割以上又は10ha以上拡大することが地域計画等において確認できること

#### (2) 対象経費：

- 購入
  - ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
  - ・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
  - ・ ビニールハウスの整備
  - ・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良     等
- ※ 事業費50万円以上
- ※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）
- リース導入
  - ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入
- ※ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること

#### (3) 補助率：

- 購入：以下の①又は②のうちいずれか低い額
  - ① 事業費×3/10
  - ② 事業費－地方公共団体等による助成額
- リース導入：リース物件購入価格×3/7

#### (4) 補助上限額：1,500万円

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和7年度分は令和7年2月上旬～3月上旬に実施  
※令和7年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3405

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

|             |              |
|-------------|--------------|
| 村山総合支庁農業振興課 | 023-621-8385 |
| 最上総合支庁農業振興課 | 0233-29-1320 |
| 置賜総合支庁農業振興課 | 0238-26-6049 |
| 庄内総合支庁農業振興課 | 0235-66-5497 |

## 農地利用効率化等支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

### 2 事業概要

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、目標地図に位置付けられた者が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 地域計画の目標地図に位置付けられた者
- 成果目標の設定

#### (2) 対象経費：

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
  - ※ 事業費50万円以上
  - ※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

#### (3) 補助率：

以下の①～③のうち最も低い額

- ① 事業費×3/10
- ② 融資額
- ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

#### (4) 補助上限額：300万円

※ 経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者は、上限額600万円

### 5 募集期間

(1) 募集期間：令和7年度分は令和7年2月上旬～3月上旬に実施。

※令和7年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-3405

#### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385  
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320  
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049  
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

## さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金

### 1 対象品目・分野 ○園芸

### 2 事業概要

収穫時期の集中を避けるため、栽培面積全体の約7割を占める「佐藤錦」から晩生種等への改植に対する支援を行います。

### 3 利用対象者

農業協同組合、青果物卸売事業者、果樹苗木生産販売事業者、農業者・農業法人が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- ① 改植本数が1取組主体（農業者又は農業法人）につき3本以上であること
- ② 取組主体ごとに改植計画及び植栽図を提出すること
- ③ 令和8年3月末までに植栽を完了すること
- ④ 植栽から4年以内に改植前の「佐藤錦」を伐採すること
- ⑤ 重複する国又は県の補助事業を活用していないこと

#### (2) 対象経費

「佐藤錦」から晩生種等（※）への改植に要する経費

※ 「佐藤錦」と収穫時期を分散できる以下6品種

やまがた紅王（山形C12号）、紅秀峰、紅てまり、大将錦、紅さやか、紅ゆたか

#### (3) 補助率

定額 [2,000円/本]

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和7年4月、令和7年11月  
(予算額に達した時点で受付を終了させていただきます)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部園芸大国推進課
- (3) 申込み先：JA、出荷団体、果樹苗木販売店等

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2319

## 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（農村振興、地域活性化）

### 2 事業概要

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

### 3 利用対象者

市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件：

- 農山漁村振興推進計画を策定していること
- 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること
- 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上（中山間地域等5ha以上）であること

#### (2) 対象経費：

- 農村地域における農業農村インフラの管理の省力化及び高度化に必要な光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費
- 情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための付帯設備の整備費

(3) 補助率：計画策定支援 定額 施設整備事業 1／2等

(4) その他：計画策定支援 原則2年以内 施設整備事業 原則3年以内

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：下記担当に確認してください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記担当に確認してください。
- (3) 申込み先：下記担当に確認してください。

### 6 問合せ先

#### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画・スマート農業基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-2506

#### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

|             |              |        |
|-------------|--------------|--------|
| 村山総合支庁農村計画課 | 023-621-8388 | （計画担当） |
| 最上総合支庁農村計画課 | 0233-29-1341 | （計画担当） |
| 置賜総合支庁農村計画課 | 0238-26-6057 | （計画担当） |
| 庄内総合支庁農村計画課 | 0235-66-5553 | （計画担当） |